

玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」委託業務仕様書(案)

1 目的

現在、東日本大震災、福島原子力発電所事故から14 年が経過したものの、依然として放射能に対する不安の声が聞かれるなど風評は根強く、さらにALPS 処理水の海洋放出により福島県の観光・農産物に対する風評の再燃が懸念されるなど、県外に向けて正しい情報や本村の魅力を発信していかなければならない現状がある。

本業務では、本村において推進しているアート事業やアーバンスポーツ事業などを活用し、村独自のパフォーマンスイベントとして、過去2年間に於いて開催した「TAMA FES」をさらに魅力あるイベントとして開催し、県内外から多くの観光者に来訪してもらえるよう、本村の魅力を発信するとともに、集客力があるパフォーマーを招致する等、今後の観光事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業内容

■イベント開催日 令和7年10月26日(日曜日)を予定 ※仮予約済み

■イベント開催時間 午前10時から午後4時まで

※時間の変更は発注者と協議の上、可能とする。

■イベント開催場所 福島空港エアフロントエリア 等

※上記をメイン会場とし、追加の提案は可能とする。

■実施内容

- ・本イベント価値を高めるため、全国的に高い認知度を有し、かつ集客力が見込めるパフォーマーの誘致(SNSフォロワー数(1ツール) 5万人以上を想定) 1名以上
- ・各種パフォーマー(ストリートパフォーマー 等)の誘致 30組以上
※誘致するパフォーマーのジャンルと人数を示すこと。
- ・玉川村の魅力を発信できるアート作品の展示
- ・玉川村産農産物のPRや地域の飲食店などの飲食ブース出店 10店舗以上
- ・県外からの来場を促すため、県外イベント等において本イベントのPRとアンケート調査を実施し、来場意向確認を行うこと。(想定は400名以上の意向を確認すること。)
- ・その他、上記に連動するイベント 等

■入場料 無料

■主 催 玉川村

(1)事業全般にかかる企画調整・運営業務

- ① 契約後速やかにイベント事務局を設置し、村や出演者との調整を図り、イベント全体の問い合わせ、出演者の募集等の手続き(申込み、受付対応、決定通知等)等、イベント開催にかかる総合的な企画調整・連絡・運営を行うこと。

- ② イベントの開催概要及び詳細な計画を含む、事務全般の実施計画を作成すること。
- ③ イベント専用ホームページの作成、SNS アカウントの取得・公開を行い、適切に管理運営すること。
- ④ イベントの2か月以上前からホームページ・SNS等により広報を開始すること。
- ⑤ メインパフォーマーには、自身のSNS等を活用して本イベントの広報についても併せて依頼し、必ず実施すること。広報開始時期は、イベントの2か月以上前とする。その他、出演者や出店者等にも合わせてイベントの周知への協力依頼を行うこと。
- ⑥ 会場周辺の交通渋滞等対策を講じること。
- ⑦ 会場周辺施設及び村民等へ事前に事業に関する情報を共有し、イベント実施への理解を深めること。
※あらかじめ発注者と十分に協議の上、チラシの村内各戸配布や広報誌への掲載、新聞折込、イベント専用ホームページでの告知などにより行うこと。
- ⑧ イベントの記録写真や動画(イベント準備、受付、実施中の様子 等)を撮影すること。
- ⑨ イベント開催中もSNSを使用した動画配信等でイベントの様子を発信するほか、イベント終了後には、ダイジェスト版の動画を作成し、次回以降の集客につなげること。
- ⑩ イベント開催にかかる官庁等各種許可申請等に必要な申請資料の作成及び届出等の手続きを行うこと。手続きに当たっては、事前に発注者と調整すること。また、発注者の求めにより、関係会議等へ事業説明に同席し説明すること。
- ⑪ イベント開催にかかる関係機関(警察、消防署等含む)との連絡調整を行うこと。
- ⑫ 興行中止保険、施設賠償責任保険、損害総合保険、事業参加者障害保険、施設入場者障害保険等適切な保険に加入すること。
- ⑬ その他事業全般にかかる企画調整・管理運営に関し、発注者の求めに応じて発注者と協議の上対応すること。

■各種パフォーマー(ストリートパフォーマー等)の募集・管理・運営

- ・パフォーマーの公募に関する全ての事務
- ・パフォーマーが行うパフォーマンスを実施するエリア(場所)調整を行うこと。なお、メインステージ設置は行わない。
- ・当日のパフォーマンス等スケジュールは発注者と協議の上、作成すること。

■飲食ブースの出展販売の運営

- ・玉川村の特産品をはじめとした農産物の販売機会の創出及び来場者の飲食等提供すること。
- ・飲食ブース出店エリア等について、発注者と調整すること。
- ・出店数の上限は設定しないが、昨年度の利用実績を考慮した出店数を確保すること。
- ・出店料は、福島空港公園事務所の規定により、出店者から徴収すること。

■その他

・本村において実施している「たまかわフォトプロジェクト事業（<https://tamakawa-kanko.jp/news/2023/11/post-85.html>）」等、アートによる観光事業と連携した、アート事業を実施すること。

※「TAMA FES2024」では、上記事業に参加したアーティストによるワークショップを開催し来場者へPRを実施した。

・その他、イベント価値が高まる企画提案を行うこと。

(2) イベントにおけるプログラムの企画・実施

- ① プログラムの実施場所は、福島空港エアフロントエリア内において、エリア分けをする等効果的な運営を図ること。
- ② プログラムの企画・実施にあたっては、玉川村内の事業者を積極的に活用すること。なお、玉川村商工会、玉川村観光物産協会と情報共有を図り、連携協力を図ること。
- ③ プログラムの企画・実施にあたっては、福島空港エアフロントエリア内の既存施設の運営等に配慮すること。
- ④ プログラムの実施可能時間は、午前10時から午後4時までとする。なお、協議の上変更も可能とする。
- ⑤ 雨天等によりプログラム当日又は前日以前に中止・順延等の決定が必要な場合、その判断基準及び対策について検討し、発注者と協議の上承認を得ること。
- ⑥ プログラム実施にかかる必要経費のうち、本業務の契約金額は以下の費目について契約上限額の範囲内で負担するものとし、受注者自らが収入するチケット料金や出店料、協賛金などは、契約上限額を超えた部分及びそれ以外の経費に充当すること。

費目	想定される項目
事務局等経費	事務局スタッフ、各所調整、申請、会議、資料作成、問合せ対応等
会場運営経費	運営ディレクター・スタッフ、記録カメラマン、映像記録・編集(オンライン配信スタッフ含む)、ごみ処理、効果測定・アンケート調査、興行保険 等会場費 舞台設営、音響、照明、映像、電気、ブーステント、トイレ、備品・道具、舞台等スタッフ、運搬、会場清掃・現状回復 等
広報宣伝費	ホームページの制作・更新、SNS アカウントの取得・公開、その他提案に基づき実施する広報に関する経費 等

- ⑦ イベント開催にあたり成果指標を設定し、上回るよう実施すること。

- ⑧ 実施するプログラムは、提案内容をもとに、発注者と協議・調整のうえ、決定すること。
- ⑨ より多くの方が、プログラムを楽しめるよう、実施内容に応じて、旅行会社や村内宿泊施設等と連携するなど、イベントへの来場を促進する手法を積極的に検討し、実施すること。

(3)会場運営業務

- ① 会場内には、企画するプログラムに応じて、舞台、音響、照明等必要な設備を設置運営し、設置運営に必要な資材や運営スタッフ等についても準備すること。イベント終了後は、設置した設備等を速やかに撤去すること。
- ② 会場内には、エリアや地図等プログラム内容が分かるポスター等を設置すること。
- ③ 提案により実施するプログラムに応じて、会場内に救護所の設置、看護師等を配置すること。
- ④ 設備等の設置・撤去について、来場者等の安全の確保及び時間内の完了のため、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制も含めて、十分検討し、実施すること。
- ⑤ 会場内のごみ処理については、ごみ置き場の設置場所や分別・収集方法など、施設管理者と事前に協議のうえ、対応すること。
- ⑥ イベント終了後、会場として使用した福島空港公園エアフロントエリア等の原状回復を行う必要があるため、発注者の立会いのもと、原状回復を行うこと。

(4)広報に関する業務

- ① イベントを効果的に宣伝し、東日本大震災からの復興の機運を醸成するため、また、全国から玉川村そして本事業への集客を図るため、戦略的な広報・プロモーション計画を策定すること。
- ② イベントを広報するための統一コンセプトをはじめ、キービジュアル等の広報用素材を作成し、活用する広報媒体・手法などについて、企画・実施すること。

(5)アンケートの実施及び集計

- ① (各プログラムの)来場者に対するアンケートの実施及び集計を行うこと。
- ② アンケートの作成にあたっては、発注者と事前に協議を行うこと。アンケートの実施については、アンケート項目を印刷して配布・回収するほか、インターネットやスマートフォンアプリによる質問・回答の方法を検討するなど、回収率の向上を図ること。
- ③ 各プログラム又は各エリアの来場者数をカウントできるよう、効果的な手法を検討のうえ実施すること。

(6)経済・社会的効果測定業務

本事業による経済・社会的効果について、調査・分析・推計することにより、事業評価の判断材料として活用するとともに、より一層の経済・社会的効果の創出に資するものとするため、客観的に算出すること。

(7)その他

その他本業務の遂行に必要な事務・作業について、発注者と調整のうえ、対応すること。

3 業務報告

業務完了後、2026年 2 月末日までに、以下の成果物等を提出すること。

なお、下記(2)～(4)の成果物等(電子データにより提出するもの)について、それぞれファイルを分ける等、適切に保存されているものであれば、同一の媒体にまとめて保存し、提出することも可能とする。

(1) 業務完了通知書

・A4サイズ1部を提出すること。

(2) 業務報告書

・A4サイズ5部及びCD-R又はUSBメモリに格納のこと。

・なお、成果物等の所有権及び著作権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

※業務報告書は、実施日時・場所・参加者数・出演者・演目をはじめとした実施概要、収支決算書、当日配布資料、公演の記録(実施内容がわかる写真)、アンケート集計結果等を含めて作成すること。

また、業務完了後、本村ホームページにイベント開催結果を掲載する予定であるため、掲載用資料を作成すること。作成にあたっては、発注者と調整すること。

(3)業務に関して作成した全ての成果物

・マニュアル、作成した広報物データ、当日の写真や映像データなどCD-R又はUSBメモリに格納して提出すること。

(4)報道実績報告書

・掲載された記事(著作権に留意)、ホームページなどのWeb情報、SNS、テレビ等での放送動画等について、取りまとめた報告書をCD-R又はUSBメモリに格納して提出すること。

4 著作物の譲渡等

(1) 受注者は、成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及

びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

- (2) 発注者は、成果物が著作物に該当するかしないかにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受注者は、著作物に該当するかしないかにかかわらず、成果物(業務を行ううえで得られた記録等を含む。)を使用又は複製し、内容を公表しようとするときは発注者の承諾を必要とする。
- (5) 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- (6) 受注者は、前各項における成果物について、興行事業者の公演及び公演の準備にかかる写真その他記録における著作権や肖像権等権利関係の取り扱いを事前に興行事業者と調整し、興行事業者をはじめとする関係者が了解したものを作成するものとする。

5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。
ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- (4) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (5) 本業務の履行に際して受注者が知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報に関する特記仕様書に従うこと。
- (6) 受注者は、本業務が玉川村の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害するこ

ととならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない

6 履行期間

事業完了日:2026年2月末日までとする。

7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

8 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、受注者の責任で速やかに対処するものとする。

9 完了

本業務は、完了報告書等、発注者が必要と定める書類を提出し、発注者の完了検査を受け、検査合格により完了とする。_